

令和7年度

財政援助団体等監査結果報告書

富士宮市監査委員

1 監査の種類

- (1) 財政援助団体等監査
- (2) 根拠法令 地方自治法第199条第7項

2 監査の対象

- (1) 富士宮市営墓地（舞々木墓地・朝霧霊園）
指定管理者 公益財団法人 富士宮市振興公社
所 管 課 環境部 環境企画課
- (2) 富士宮市大富士交流センター
指定管理者 公益財団法人 富士宮市振興公社
所 管 課 市民部 市民交流課

3 監査の範囲

令和6年度に執行された公の施設の管理にかかる事務の執行及び業務管理運営状況について

4 監査の実施期間

令和7年8月29日から令和7年12月23日まで

5 監査の主な着眼点

(1) 所管課関係

- ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- オ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

(2) 指定管理者関係

- ア 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。

6 監査の方法

富士宮市監査基準に基づき、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が目的に沿って行われているか所管課に調査票及び協定書等関係書類の提出を求め、書類審査を行うとともに、所管課職員からの説明聴取を実施しました。

7 監査の結果

(1) 富士宮市営墓地（舞々木墓地・朝霧霊園）

監査の結果、概ね適正に執行されていましたが、次の事項について検討、改善を要望します。

- ア 市営墓地では、墓参者が手ぶらで墓参できるよう、柄杓や清掃用品等を常備されております。
お盆等の墓参者が多い時期でも、墓参用品が不足しないよう配置し、利用者への配慮に努められたい。
- イ 舞々木墓地は、富士宮市地域防災計画の中で地震時の指定緊急避難所（一次避難地）に指定されております。
避難所の役割や安全な避難場所を確認し、地元の自治会と情報共有を行う等、災害時の備えに努められたい。
- ウ 昨今、高齢化や都市部への転出により、墓地の管理ができず、墓じまいをする方が増加しております。
利用者から墓じまいに関する相談があった際には、ご意見・ご要望をしっかりと伺い、明確に回答できるように検討されたい。
- エ 墓地内で、折れ枝や自動車による事故があった際は、迅速に現場確認を行い、適切な対応をされております。
樹木管理や事故防止策については、法令やガイドライン等を確認し、引き続き利用者への安全対策に配慮されたい。

(2) 富士宮市大富士交流センター

監査の結果、概ね適正に執行されていましたが、次の事項について検討、改善を要望します。

ア 設備や備品に破損があった際、迅速に修繕を実施する等、適切な施設管理が行われております。

大富士交流センターは、オープンから10年以上が経過し、経年劣化による破損が増加していくと予想されます。修繕記録の作成や保管等を的確に行い、計画的な修繕の実施に努められたい。

イ 光熱水費が高騰している中、会議室やフロアの節電に取り組み、経費の節減が行われております。

適正な予算管理を行うため、予算に不足が生じ、他科目から流用等を行う場合は、仕様書に基づき、事前に市と指定管理者で協議されるよう努められたい。

ウ 大富土地域には、多くの外国人が住んでおり、大富士交流センターに来館された際には、やさしい日本語で対応されております。

普段、学校や会社に通っている方は、日本語に触れる機会がありますが、そのような機会がない方にも、日本語に慣れていただくため、日常会話を分かりやすく教える講座や、地域との交流の機会を作っていただくよう検討されたい。

8 施設の概要

(1) 富士宮市営墓地

施設の概要	所在地	富士宮市舞々木町1075番地（富士宮市舞々木墓地） 富士宮市上井出2734番地の3（富士宮市朝霧霊園）
	設置時期	平成13年4月
	設置目的	公衆衛生その他公共の福祉の増進を図る。
	施設の人員	1人
指定管理の状況	選定方法	選考
	指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
	管理者の業務	1 墓地施設等の維持管理、運営に関する業務 2 その他仕様書で定めること
	指定管理料	9,000,000円
	収入支出の状況	収入額 9,000,000円 支出額 9,000,000円 収支差引額 0円（※令和6年度実績）

(2) 富士宮市大富士交流センター

施設の概要	所在地	富士宮市万野原新田4136番地の6
	設置時期	平成27年9月
	設置目的	地域における社会教育活動及び交流活動を推進する。
	施設の人員	7人
指定管理の状況	選定方法	選考
	指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
	管理者の業務	1 センターの維持管理・運営に関すること 2 センターの利用の承認に関すること 3 利用料金の設定および収受に関すること 4 センターの利用を禁止し、又は制限すること 5 その他仕様書で定めること
	指定管理料	37,164,000円
	収入支出の状況	収入額 41,104,825円 支出額 41,104,825円 収支差引額 0円（※令和6年度実績）

